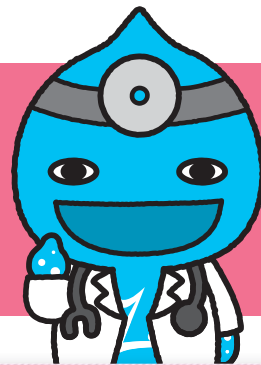


# 10月から国民健康保険の被保険者証が変わります



**被** 保険者証は国民健康保険に加入している一人ひとりに1枚ずつ交付され、医療を受けるときの受診券となります。大切に取り扱いましょう。

新しい被保険者証は、9月下旬に世帯主にまとめて簡易書留で送付します。不在の場合は連絡票が配達されますので、内容をご確認のうえお受け取りください。不在または長期入院などの場合は、**9月7日(金)**まで町福祉保健課にご連絡をお願いします。

## 被保険者証の有効期限について

被保険者証の有効期限は10月1日から翌年9月30日までの1年間ですが、次に該当する方は有効期限が短くなります。

- 10月2日から翌年9月30日までの間に75歳になる方**  
有効期限 ● 75歳の誕生日の前日  
※誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。
- 退職者医療制度の加入者で10月2日から翌年9月1日までの間に65歳になる退職者本人およびその被扶養者の方**  
有効期限 ● 65歳の誕生日の属する月の末日  
※誕生日が月の初日の方は、その前月の末日までが有効期限です。有効期限が切れる前に一般の被保険者証を送付します。

## 国民健康保険への届出は速やかに

国民健康保険に加入するときや脱退するときには届出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課で手続きしてください。

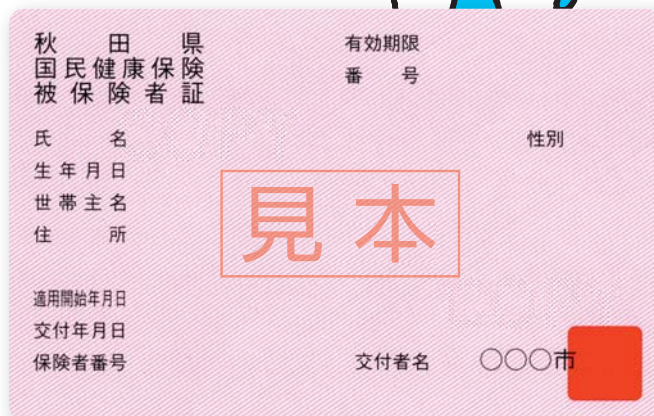
### 届出方法

#### 国民健康保険に加入するときに必要なもの

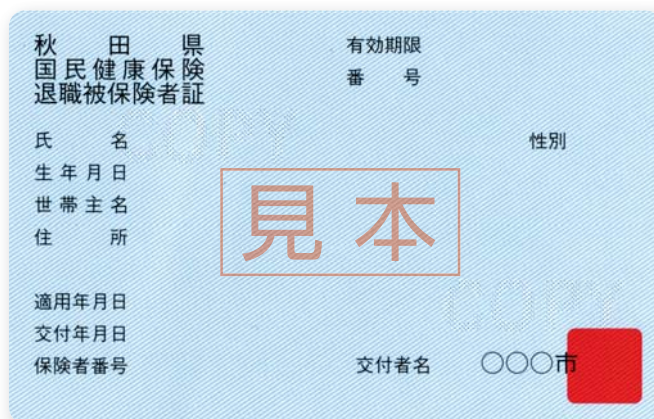
- ・ 社会保険資格喪失証明書(職場などに請求してください)
- ・ 印鑑(認め印可)
- ・ 加入する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カードなど)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証など)

#### 国民健康保険から脱退するときに必要なもの

- ・ 職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・ 国民健康保険被保険者証 ・ 印鑑(認め印可)
- ・ 脱退する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カードなど)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証など)



▲被保険者証



▲退職被保険者証

## 加入の届出が遅れると

被保険者証が無い場合、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。また、加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

## 脱退の届出が遅れると

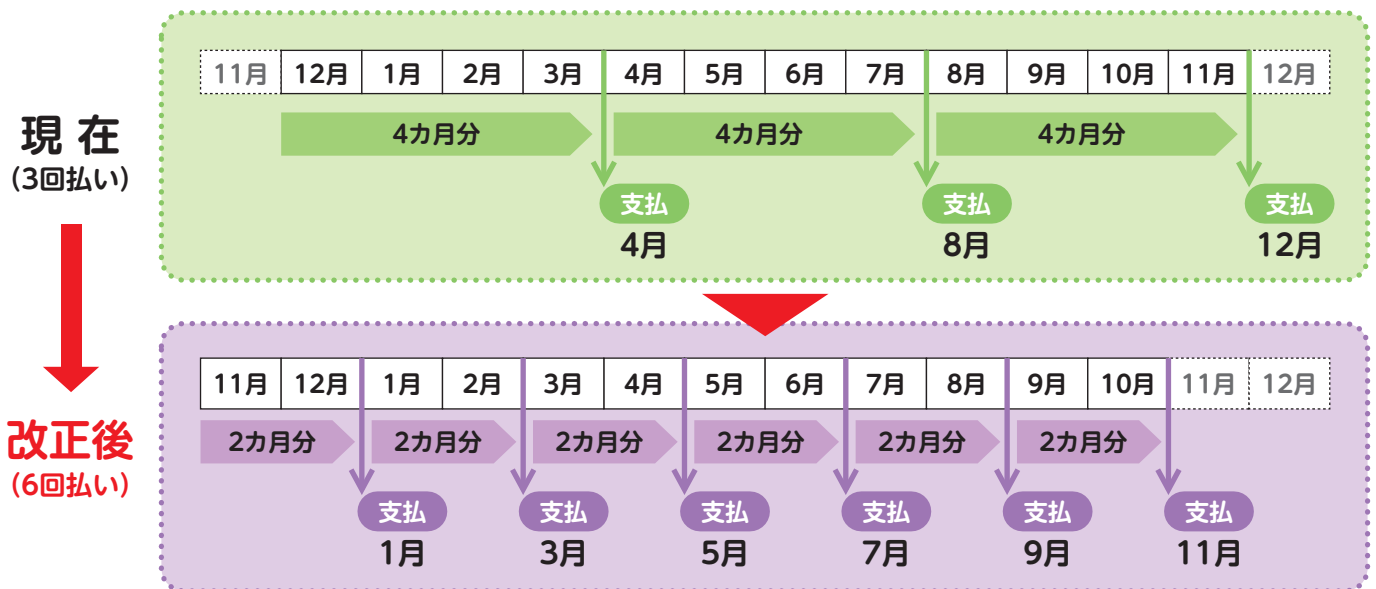
職場の社会保険に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国民健康保険の被保険者証を使った場合は、負担した医療費を返していただくことになります。※お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の保険に加入した時点で国民健康保険の被保険者証は使用できません。職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中であると医療機関などに申し出てください。

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

# 「児童扶養手当」が年6回払いになります

「児童扶養手当法」の一部が改正され、2019年11月分の児童扶養手当から  
支払回数が〈4カ月分ずつ年3回〉→〈2カ月分ずつ年6回〉となります。

2019年11月分からは、奇数月に年6回、各2カ月分を受け取れます



## 今後の支払スケジュール(2021年3月まで)

2018年(平成30年)									2019年(平成31年)		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)				支払			
									(※1)		
2019年									2020年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払
									(※2)		
2020年									2021年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払 (現況届)	支払			支払		支払		支払

- (※1) 現在、8月の現況届時の前年所得によって必要がある場合は12月支払分から手当額の変更を行っていますが、制度変更後は1月支払分から手当額の変更を行います。
- (※2) 支払月が変わる2019年11月の支払は、同年8月分から10月分までの3カ月分が支払われます。これ以降は、1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2カ月分が支払われます。

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907